

第5期第3回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和3年9月16日（木）

開催方法：書面

議事次第

議題

- 1 令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 2 横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会について

【送付資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5-1 令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料5-2 令和2年度横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案
- 資料6-1 横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会資料
 - 別紙1 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂（案）
 - 別紙2-1 アンケート項目案（放課後キッズクラブの利用者向け）
 - 別紙2-2 アンケート項目案（放課後キッズクラブを利用する子ども向け）
 - 別紙2-3 アンケート項目案（放課後キッズクラブの現場向け）
 - 別紙2-4 アンケート項目案（放課後キッズクラブの法人向け）
 - 別紙2-5 アンケート項目案（放課後児童クラブ向け）
- 資料6-2 横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会での意見等
- 資料7 意見書

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あおやぎ ひろこ 青柳 寛子	(☆)
4	市民委員	いけだ ひろひさ 池田 浩久	
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	へんみ しんいち 辺見 伸一	
6	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表	みやざき りょうこ 宮崎 良子	
7	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
8	横浜市小学校長会 副会長	みずしま たかし 水島 貴志	臨時委員 (☆)
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和4年10月31日まで
 ☆は新任委員

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

所 属	氏 名
青少年部長	遠 藤 寛 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	唐 澤 英 和
放課後児童育成課担当係長	田 邊 吉 広
放課後児童育成課担当係長	南 雲 純 子 (☆)
企画調整課長	田 口 香 苗 (☆)
企画調整課担当係長	生 野 元 康 (☆)

☆は新任

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

令和 2 年度 第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2～6 年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

（1）進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による事業の縮小・中止などの状況は考慮せず、評価しています。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

（2）今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 4 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 4 の一部
放課後部会	基本施策 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 3

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 放課後キッズクラブでは、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、「遊びの場」としての利用区分について、利用日数や時間を制限するなど事業実施に影響がありましたが、子どもたちにとって必要な「遊びの場」を可能な限り維持するとともに、学校とも協力しながら活動場所の拡充に取り組みました。
- 全ての放課後児童クラブにおいて面積基準等に適合または適合の見込みとなり、安全・安心な放課後の居場所を提供することができました。
- 市内25か所のプレイパークにおいて、延べ972回の活動支援を行い、公園の特徴を生かした普段できない遊びや活動機会を提供しました。また、コロナ禍で外出自粛をしている保護者や子ども向けに、自宅や近所で少人数で楽しめる遊びを紹介する「おうちでプレイパーク」をYouTube（横浜市公式チャンネル）で公開しました。

■取組による成果

- 放課後児童育成事業の推進により、全ての子どもたちを対象に豊かな放課後を過ごせる場所と機会を充実させました。
- 生き生きと自由に遊べる体験活動を充実させたことで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進しました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 利用者のニーズや新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、放課後キッズクラブの利用区分に短時間の預かりに対応する留守家庭児童等を対象とした新区分を創設するほか、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの利用者負担軽減のため、保護負担減免制度の対象を就学援助世帯までに拡充します。また、放課後事業健全育成事業の質の維持・向上に引き続き取り組むため、事業に従事する関係者の意見等も踏まえながら、人材育成や人材確保、運営主体への支援などの検討を進めます。
- 引き続き、プレイパークを支援することで、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域とともに子ども・青少年の健全育成を図っていきます。

＜指標＞					＜R2年度の振り返り＞			
No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	所管課
1	2	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%	100% 【毎年度】	-	93.9%	B	放課後児童育成課

＜主な事業・取組＞							＜R2年度の振り返り＞												
							【直近の状況】												
No.	施策	確保 方案	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課			
1	2		放課後児童育成事業	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の登録児童数 (※はまっ子ふれあいスクールの登録児童数を含む)	99,375人 【平成31年4月】	100,000人	-	72,112人 (R2.4時点)	B	コロナ禍において、放課後キッズクラブの区分1の受入中止や利用制限、区分2及び放課後児童クラブの緊急事態宣言発令期間中利用自粛要請など、感染拡大防止のために様々な制約を行った上で、運営を継続しました。特に、多くの放課後児童クラブでは、学校の一斉休業期間中においても午前から開所することで、子どもたちに安全安心な居場所の提供を行いました。また、放課後キッズクラブの全校設置が完了したことから、事業の質的拡充を目的として見直しに着手し、保護者・学校・事業者に対してアンケートを行うなどして見直しの方向性をまとめました。また、保護者の多様な働き方にあわせて安定的に利用できる「新区分」をコロナ禍の影響を踏まえ、令和3年度から導入することとしました。	8,797,881千円	8,034,971千円	B	利用者からは、コロナ禍においても留守家庭児童の居場所が確保されていることについて評価をいただいた一方、放課後キッズクラブの区分1の利用制限を実施したことから、区分1の再開を求める意見を多くいただくなど、就労家庭の短時間の利用実態が表面化しました。また、放課後キッズクラブの見直しの方向性に関するアンケートでは、留守家庭児童等を対象とする「新区分」をなるべく早く導入して欲しいという要望があり、令和3年度から実施することとしました。実施事業者からは、清掃や消毒等の感染症対策や学校の一斉休業期間中における朝から開所することの負担が大きいとの意見及び保護者の収入減少による影響や利用児童の増減による影響を受けずに安定的なクラブ運営を望む意見などが寄せられています。	推進	放課後児童育成課			
4	2		プレイパーク支援事業	プレイパーク活動支援回数	1,265回/年	1,265回/年	-	972回/年	C	市内25か所において、延べ972回の活動支援を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月～6月の開催が休止となりました(6月以降順次再開)。コロナ禍で外出自粛をしている保護者や子ども向けに、YouTube 横浜市公式チャンネルにて、自宅及び家の近所で、少人数で楽しめる遊びを紹介する動画として「おうちでプレイパーク」を公開しました。	32,594千円	32,594千円	A	利用者からは、「普段体験できない遊びが体験できる」「アットホームで、親も自然体になれる。親戚も友人もいない町で一人じゃないと思えた」との声があり、貴重な遊びの場及び地域交流の場となっています。事業者からは、認知度の向上と、プレイパークの運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見がありました。	推進	放課後児童育成課			

横浜市放課後児童健全育成事業の 質の向上に関する検討会

(令和3年8月30日、9月9日開催の検討会資料より抜粋)

令和3年9月16日 横浜市こども青少年局放課後児童育成課

検討会の内容の共有

- 1 検討会について
- 2 4年度に向けた検討の進め方について
- 3 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂について
- 4 人材育成
- 5 人材確保
- 6 地域立上げ型NPO法人・運営委員会方式クラブへの支援
- 7 放課後キッズクラブ事業の取組みの方向性（案）
- 8 アンケートの実施について

1 検討会について

- ・放課後児童健全育成事業の質の向上に向け、検討会を令和3年12月までに3回程度実施する予定
- ・検討会では、令和4年度に向けて放課後児童健全育成事業の一層の質的拡充に取り組むにあたり、有識者の皆さまや、公募で選ばれた関係者の皆さまとともに検討を進めていく。
- ・本検討会は、各委員からの意見聴取を一堂に会して行う会合であるため、合議体として意思決定を行うことは目的とはせず、皆様からの意見を事務局にてとりまとめ、「子ども・子育て会議 放課後部会」に報告・共有した上で、令和4年度に向けた取組みを考えていく。
- ・検討委員は、公正、公平に検討を行うこと。加えて、検討会の情報等は、「子ども・子育て会議 放課後部会」に報告後、公表を行う予定であるため、それまでは 知り得た情報を外部に漏らすことがないように。

【参考】 検討会の全体像について

検討内容により2つの検討会を設けて進めていきます。

検討会① 2事業の検討

【敬称略 外部委員50音順】

検討事項	所属・役職等	委員氏名
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂 ・人材育成、人材確保策の強化 ・地域立ち上げ法人、運営委員会形式クラブの支援 ・事務の効率化 等 	千葉敬愛短期大学 学長	明石 要一
	株式会社 学研ココファン・ナーサリー（放課後キッズクラブ）	今井 理人
	学童の家 わんぱく（放課後児童クラブ）	押原 穰二
	NPO法人 ソラ（放課後児童クラブ 従事者）	齊藤 奈緒
	特定非営利活動法人 オーシャンキッズ（放課後キッズクラブ）	志村 友規子
	瀬戸ヶ谷小学校放課後キッズクラブ主任（放課後キッズクラブ）	角谷 治子
	下郷小学校放課後キッズクラブ主任（放課後キッズクラブ）	築井 敦子
	横浜市子ども会連絡協議会 会長	松本 豊
	青葉区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	佐々井 正泰
	瀬谷区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	山梨 真奈美

◆事務局

	氏名
こども青少年局 放課後児童育成課長	松原 実千代
こども青少年局 放課後児童育成課担当係長	大岩 真人
こども青少年局 放課後児童育成課担当係長	唐澤 英和
こども青少年局 放課後児童育成課担当係長	田邊 吉広

②放課後キッズクラブの充実

【外部委員敬称略 50音順】

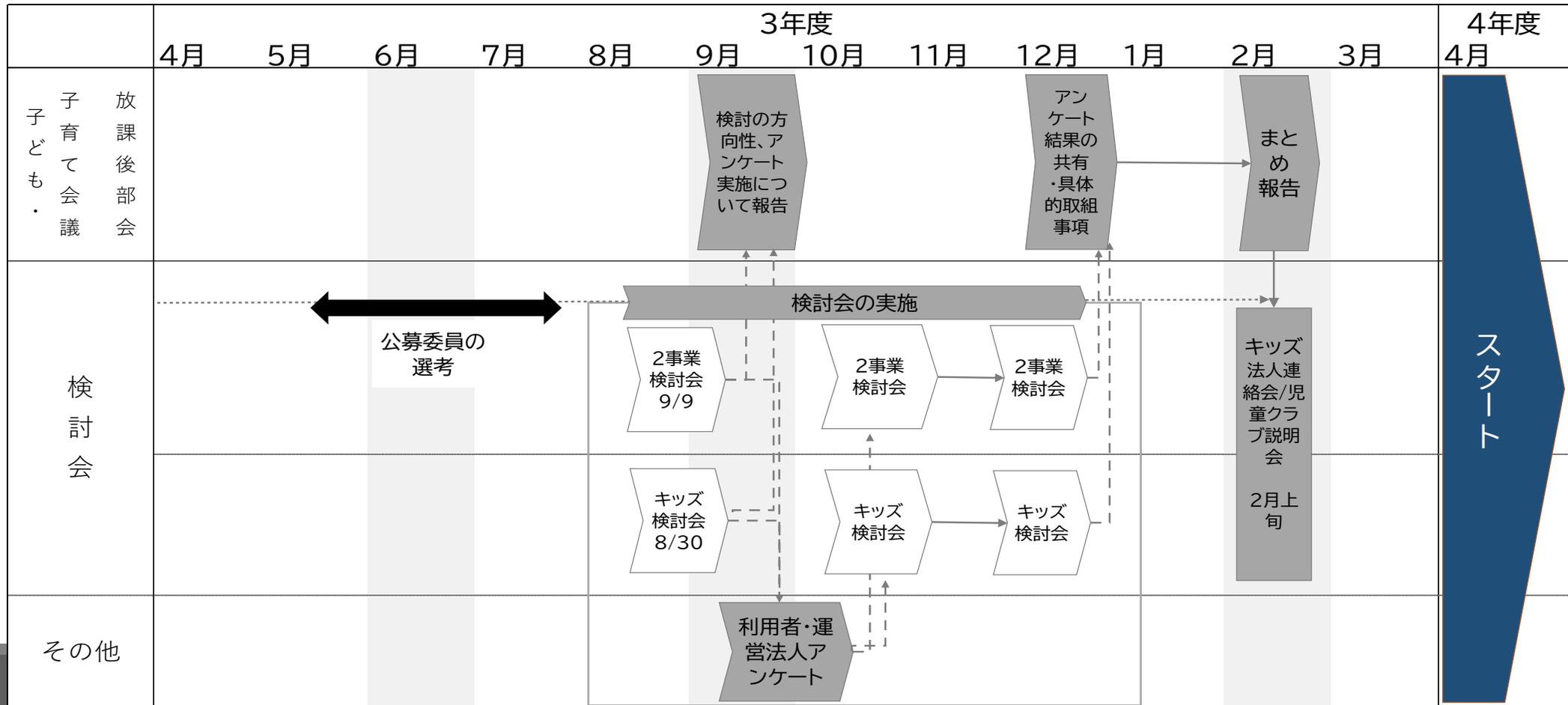
検討事項	所属・役職等	委員
<ul style="list-style-type: none"> ・生活の場、遊びの場の充実 ・プログラムの考え方の整理 ・高学年の居場所の検討 ・保護者の参画の検討 ・その他ニーズの検討 	文教大学人間科学部 准教授	青山 鉄兵
	横浜市子ども・子育て会議 市民委員	池田 浩久
	株式会社 学研ココファン・ナーサリー（放課後キッズクラブ）	今井 理人
	特定非営利活動法人 オーシャンキッズ（放課後キッズクラブ）	志村 友規子
	瀬戸ヶ谷小学校放課後キッズクラブ主任（放課後キッズクラブ）	角谷 治子
	下郷小学校放課後キッズクラブ主任（放課後キッズクラブ）	築井 敦子
	南区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	小田川 紀可
戸塚区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	金森 裕一	

◆事務局

こども青少年局	放課後児童育成課長	松原 実千代
こども青少年局	放課後児童育成課担当係長	唐澤 英和
こども青少年局	放課後児童育成課担当係長	南雲 純子

2 4年度に向けた検討の進め方について

検討会の検討内容は「放課後部会」にも報告・共有しながら、検討を進めていきます。



3 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂について

- ◆横浜市では、平成17年12月に放課後施策の全体的な施策の方向性を定める「放課後児童育成施策基本指針」を策定
- ◆平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まったことや社会経済情勢の変化等をふまえ、「放課後児童育成施策基本指針」を改定し、「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」という)を制定
- ◆放課後キッズクラブの全校設置完了や放課後児童クラブの基準適合が実施され、今後、放課後児童育成施策の更なる質の向上が必要
- ◆「災害の発生」や「新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式への対応」、「配慮が必要な児童の増加」等といった様々な社会や子ども達を取り巻く状況が変化

上記のことを踏まえ、「基本的な考え方」を改訂を行います。

→改訂の方向性は、別紙1「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂(案)」を参照

4 人材育成

(1) 現状の課題

ア 市主催の人材育成研修について

- (ア) 感染症対策のため、コロナ禍においては集合型での研修の実施が難しい。
- (イ) 障害児理解やICT等の個別性があるものは、集合研修だけでは十分に対応しきれていない。
- (ウ) 職員の経験年数やスキルに差があるものの、レベルに応じた体系的な研修メニューが組み立てられていない。

イ 運営主体による人材育成について

- (ア) 運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくことが求められている。
- (イ) 規模が小さい法人や事業所は、人材育成が運営主体単体では、難しい面がある。
- (ウ) 運営法人を対象とした市による研修が、ほとんど実施されていない。

ウ その他

同じ放課後の居場所を提供する事業でありながらも、キッズクラブと児童クラブで、従事する職員間での情報共有の機会が少ない。

4 人材育成

(2) 今後の取組の方向性(案)

ア 市主催の人材育成研修について

オンラインの研修を増やすことで受講機会を拡充するとともに、個別性のある障害児理解やICTについての相談等は、専門家を派遣できる相談窓口を用意する。また、キャリアに即した知識・技術が身に付けられるよう、令和3年度から行っているキャリアアップ専用講座を増設する。

イ 運営主体による人材育成について

職員の育成には運営主体による支援が不可欠であるため、運営主体は研修計画を策定することとし、人材育成に積極的に取り組むこととする。市は、コンプライアンス・人材育成・ハラスメント等の運営主体の要望に応じた法人向けの研修を開催し、運営主体の人材育成の支援を行う。

ウ その他

キッズクラブと児童クラブの交流会や研修会を開催し、情報共有や意見交換をする場を設け、区独自の課題の解消に取り組めるよう、講師派遣の支援を行う。

5 人材確保

●現状の課題

- ア 人材確保にかける人手・時間・資金が少ない。特に、地域立上げ型NPO法人や運営委員会方式クラブでは、人材募集に割く時間や資金が少ない。
- イ 人材確保のノウハウが少ない。(情報収集、求人方法等)
- ウ 職員の給与や処遇が、人材確保の課題であるとの意見が出ている。
- エ スタッフが高齢化していることもあり、今後、離職者が多く見込まれる。
- オ 放課後事業自体が就労先として働くイメージが湧かない。
- カ 市が直接雇用等ができないため、市は側面支援に限られる。

→ アンケートで実態を把握した上で今後の取組の方向性を検討していきます。

6 地域立上げ型NPO法人・運営委員会方式クラブへの支援

(1)現状の課題

ア 現場スタッフや保護者の事務負担が大きい

①クラブの現場職員が事務(経理・労務等)に時間を取られてしまう。

②保護者が児童クラブの運営の事務を担っており、負担が大きい。

イ 障害児等の配慮が必要な児童の受入れが難しいことがある。

ウ 本市の補助金制度が、複雑であるため、クラブの負担となっている。

エ 運営主体の規模が小さいため、組織として現場の支援をすることが難しい。

6 地域立上げ型NPO法人・運営委員会方式クラブへの支援

(2) 今後の取組の方向性(案)

ア 外部の専門家等への委託

(ア) クラブの負担軽減のため、外部(社労士、税理士、事務受託会社等)に業務を委託できるよう支援する。

イ 配慮が必要な児童の受入れに関する支援

(ア) 巡回相談員の放課後児童クラブへの訪問を段階的に開始する。

(イ) 障害児研修の更なる充実に取り組む。

ウ 補助金制度の見直し

(ア) 令和4年度から補助金制度を見直し、分かりやすく簡便な補助制度とする。

(イ) 補助金の様式改訂や事務フローを見直す。

エ 運営委員会形式のクラブの法人化支援(放課後児童クラブ)

(ア) 運営委員会から法人化を希望するクラブを取りまとめ、法人化を支援する。

7 放課後キッズクラブ事業の取組みの方向性（案）

(1) 「遊びの場」の充実

ア プログラムの充実

(ア) プログラムの共有

各クラブからの選りすぐりのプログラムを募り、選りすぐりプログラム集としてまとめ、クラブのプログラムの幅を広げることで実施回数や内容を充実させていきます。

(イ) 地域や民間事業者等との連携プログラムの拡充

関係機関と連携し、活動を行いたい人と放課後児童健全育成事業所を繋ぎ、地域とクラブとの連携を推進します。

また、既に実施している民間事業者との連携プログラムや共創フロントで提案のあったプログラム等を一つにまとめ、クラブがより選択しやすくなるよう支援します。

※放課後キッズクラブの課題は、令和2年に開催した子ども・子育て会議放課後部会において確認しています。

放課後部会の会議資料は、下記の本市のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kaigi/kokokaigi.html>

(ウ) 職員体制の充実

コロナ禍という状況や、活動場所が分散するクラブも遊びの場として円滑に運営ができるよう、クラブの支援に取り組みます。

→ (ア) ~ (ウ) により、プログラムを充実させ、プログラム実施の底上げを図るとともに、子ども視点を重視し、子どもたちがやってみたいと思うプログラムができるよう支援します。また、土曜日を活用した親子プログラムを実施するなど、保護者参画の機会も充実させます。

※コロナ禍により実施したくてもできない状況にあることから、令和4年度については、クラブがプログラムに可能な限り取り組めるよう支援を充実させることで、積極的にプログラムを実施できる環境を整えることとします。

イ 区分1の高学年の居場所の確保

現行のプログラム実施時の特例の活用状況も踏まえた上で、区分1の高学年の居場所を確保するための取組みを検討します。

(2) 「生活の場」の充実

ア 長期休業期間の開所時間の前倒しの検討【教育委員会事務局との調整必要】

長期休業期間のみ8時30分からとしている朝の開所時間の前倒しを行います。あわせて、サービスの拡充により7、8月については割増料金を設定します。

イ ピーク時の対応

利用人数が多い時間帯である「おやつを提供時」や「区分2Aの児童の帰宅時」の業務繁忙のピーク時間を緩和させ、子どもへの育成支援に取り組むことができるよう、クラブへの支援を行います。

ウ 夏季休業期間

3年度の見直しによる新区分の創設により、7、8月に限り支援単位数が増えるクラブに対して、職員が十分に配置できるよう支援を行います。

エ 学習支援に向けた検討

教育委員会事務局で取り組んでいる「放課後学び場事業」、瀬谷区・保土ヶ谷区による自主企画事業等を基にキッズクラブでの学習支援の必要性について検討していきます。

8 アンケートの実施について

9月下旬から10月中旬にかけてアンケートを実施し、ニーズ等を調査します。

(1) アンケート項目

ア 人材育成

イ 人材確保

ウ 事務の効率化

エ 地域立上げ型NPO法人・運営委員会方式クラブへの運営支援

オ 放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂案

(以下はキッズクラブのみ)

カ 3年度見直し

キ 遊びの場・プログラムの充実

ク 高学年の居場所の確保

ケ 長期休業期間の朝の開所時間の前倒し

コ おやつを提供

サ 保護者の参画

(2) その他

キッズクラブについては、検討委員にご協力いただき、検討委員が関わるクラブを対象に、子どもたちにアンケートを実施します。

→アンケート内容については別紙2のとおり

【参考】放課後キッズクラブの直近の状況（令和3年4月と過年度の比較）

●全体の登録児童数（区分1，区分2A，区分2B）

令和3年度より新設した午後5時まで利用できる「区分2A」の登録児童数は15,381人でした。

年度	箇所数	登録児童数	区分				登録率
			区分1	区分2	区分2A (新区分)	区分2B	
令和元年度	294校	77,222	68,656	8,566			51.5%
令和2年度	340校	62,505	48,492	14,013			35.4%
令和3年度	339校	53,025	27,729	25,296	15,381	9,915	30.1%

●1クラブあたりの区分2登録児童数 推移（4月時点）

H21 19.1人、H26 21.5人、R元 29.1人、R2 41.1人、R3 74.6人

放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の改訂（案）

現在の基本的な考え方と見直しの方向性

放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方
（平成26年11月改定）

第1 基本的な考え方の目的

この基本的な考え方は、「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保する」という観点から、本市の放課後児童育成施策に係る事業（以下、「各事業」という。）の経過及び実施や、平成19年度に総合的な放課後児童育成施策を推進するために設置した「放課後子どもプラン推進委員会」からの意見をふまえ、放課後児童育成施策全体の方向性や各事業に共通する重要事項を定めることにより、事業を効率的かつ効果的に実施することを目的とします。

第2 事業の理念

小学校就学後の学齢期は、子どもたちが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもたちの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、すべての子どもたちが豊かな放課後等を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中において、放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育むことができる社会の実現を目指します。

そのために、各事業は、第一に、すべての子どもたちを対象とします。

第二に、子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。また、子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感を軽減させるとともに「親子が一緒に楽しむ」という視点で、家庭の子育て力を高めることも重要です。

第三に、子ども・子育て支援法第2条で「子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定められているように、法の基本理念を尊重して、各事業においても、保護者をはじめとする社会のすべての構成員が協力して、地域全体で子どもたちを育てていくことが重要です。

また、各運営主体は、本市が定める条例や規則、要綱等に基づき、保護者の就労状況や地域の特性等に応じて柔軟に事業を実施します。本市

[見直しの方向性]

第1

《内容追加》

「横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会」で検討した事業の見直し内容に取り組んでいくことを記載します。

第2

変更なし

は、各運営主体の自主的かつ主体的な取組を支援します。

第3 遊び・異年齢交流の場

「遊び・異年齢交流の場」は、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

具体的には、自然と触れ合う等の体験活動や、伝承遊び等の文化活動、地域行事への参加等の交流活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育みます。

第3

変更なし

第4 留守家庭児童の生活の場

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後等に安心して過ごせる場を提供することにより、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とします。そのために、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行い、児童の発達・成長と自立を促します。

また、子どもの様子について家庭と日常的な情報交換を行うことで、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援します。

第4

変更なし

第5 人材の確保と養成

各事業において、大きな事業効果をあげるには「人材」が“鍵”となります。特性や環境等が異なる様々な子どもたちが参加する中で、すべての子どもたちにとって魅力的な活動を展開していくためには、スタッフが子どもたちの成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような能力が必要となります。

したがって、子どもたちとの接し方、学校や地域との関わり方、食べることの大切さ等の研修をはじめ、障害のある子どもを含むすべての子どもたちが安心して参加できるよう専門的な研修等を実施し、スタッフの資質向上を図ります。

また、各事業に携わる人材を確保するため、保護者や学生を含めた地域の方々等、年齢・性別にとらわれず、広くボランティアの参加を呼びかけ、子どもたちとの触れ合いを通じた学びの機会を提供します。

第5

変更なし

第6 障害のある子どもたちの参加について

障害のある子どもたちにとっても、年齢や性格の異なる子どもたちと一緒に放課後等の時間を過ごし、成長していくことは大切です。そこで、安全に、安心して参加できるよう、障害の特性に合わせて活動の内容に工夫を加えるとともに、スタッフの資質向上を図り、設備・環境面での安全性に十分に配慮します。

また、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び、過ごすことによって、子どもたちは思いやりやルールを守ることの大切さを身につけていくことができます。こうした放課後等の活動によって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

第7 要支援家庭への対応

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

各事業においては、子どもの言動を十分に観察し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校や区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

第8 運営主体

子どもたちの放課後等の過ごし方は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、特に低学年の留守家庭の子どもたちにとっては授業時間を超えるほど長時間にわたるため、学校教育と同様、非常に重要なことです。

また、いじめ、不登校、非行、児童虐待等、子どもたちをめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、子どもの健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、人材を確保・養成する力、安定した運営能力が求められます。

このため、運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実

第6

《内容追加》

H28年から施行された「障害者差別解消法」やR3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、より一層、障害のある子どもたちの参加に努めることを定めま

第7

《内容追加》

児童虐待防止の対策や子どもの貧困対策に取り組むため、関係機関との連携を更に強化することを記載します。

第8

《全面改訂》

全校放課後キッズクラブに転換したため、転換前に関連する文言について見直します。

また、運営主体は、法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して

績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業実施ができること等が必要です。

このような条件や課題の中にあつて、今後の運営主体については、これまでの「運営委員会」に加えて、公益法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等を中心とした「法人」を積極的に活用するとともに、放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域に対して、NPO法人の設立等の支援を行います。そして、「法人」の有しているノウハウや人材を基盤に、地域の理解と協力を得ることによって、これまで以上に各事業の充実を図ります。

なお、各事業においては、子どもたち一人ひとりの特性や取り巻く環境が異なることを念頭におかなければなりません。このため、運営主体にあつては、特定の思想や宗教等に偏ることのないよう、放課後児童育成施策の趣旨を損なうことのないよう留意する必要があります。

第9 安全確保

少子化による異年齢児間の交流機会や、都市化に伴う「遊びの場」の減少、また塾や習い事による「遊び時間」の減少等、放課後等の子どもたちの過ごし方は大きく変わってきています。これらの変化や傾向によって、例えば「集団遊びが苦手な子どもが増えている」「うまく転ぶことができない」、さらには「人とぶつかりそうになっても避けることができない」等といった“異変”が現れています。

そこで、各事業では、生命・身体に重大な支障を及ぼすような事故が起きないように、必要な安全管理を行ったうえで、保護者の理解や協力を得ながら、冒険的な遊びや運動能力を養う遊びにチャレンジすること等によって、危険や事故から自らを守る力を養います。

子どもたちを犯罪や非行から守ることもつなげられるよう、こうした活動についてはより一層、保護者の協力や地域の方々との連携のもとに進めます。

第10 保護者の関わりと利用者負担

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした「遊び・異年齢交流の場」は、実費を除き原則無料とします。

また、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的の一つとする「留守家庭児童の生活の場」は、利用者に相応の経済的な負担を求めるものとします。

職務に当たるように組織的に取り組むことを定めます。

第9

《内容追加》

災害時や感染症対策関連の対応についても定めます。

第10

《全面改訂》

「保護者の関わり」から「保護者との連携」に見直し、より一層、保護者と連携して育成支援を行うことを定めます。

第11 地域のネットワーク推進

子どもたちが安全かつ充実した放課後等の時間を過ごすことができるよう、各事業と学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図ります。

子どもたちが地域の人たちとの交流や、自然との触れ合い、体験学習等を重ねながら成長していけるように、特定の場所だけで活動するのではなく、プレイパーク、ログハウス、地区センター、野外活動センター、図書館や美術館等、地域の資源を十分活用します。また、このような施設だけでなく、子ども会などの他団体や子どもたちを対象としたスポーツ活動等地域活動との連携や、各事業間での交流を進めることによって、放課後等の居場所のネットワークを築きます。

これらの取組によって、保護者をはじめとする地域の大人たちの子育てへの関心や、自らの役割や責任の自覚につながります。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要だと考えます。

第12

本市において、放課後児童育成施策を推進するため、すべての小学校におけるはまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブへの必要な支援を行います。

具体的な事業については、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」における事業計画に定め、この基本的な考え方の示す施策の方向性に基づいて実施します。

第11

変更なし

第12

《全面改訂》

すべての小学校で放課後キッズクラブへの転換が完了したため、今後は事業の一層の質的拡充に取り組むことを定めます。また、「横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会」での検討結果を踏まえ、放課後児童育成施策の方向性を定めます。

アンケートは5種類あり、放課後キッズクラブ事業では、利用者（保護者）、児童、現場、運営法人を対象に4つのアンケートを実施します。

放課後児童クラブ事業では、運営主体を対象にアンケートを実施します。

別紙2-1 アンケート項目案（放課後キッズクラブの利用者向け）

NO	項目	設問
1	-	氏名
2	-	メールアドレス
3	-	居住区
4	-	お子様の利用区分は。（兄妹で複数のお子様がいる場合は下の子の区分を教えてください。）
5	-	上記お子様の学年を教えてください
6	-	お子様は週に概ね何回キッズクラブを利用していますか
7	3年度見直し	令和3年度に放課後から17時までの「新区分」を導入したことにより、影響はありましたか
8	3年度見直し	わくわく〔区分1〕の方に伺います。令和3年4月から8月の間の「遊びの場」の利用状況を教えてください
9	3年度見直し	ゆうやけ区分〔区分2A〕（～17時まで利用）の利用料（2000円/月）についてどのように感じていますか
10	3年度見直し	ほしぞら区分〔区分2B〕（～19時まで利用）の利用料（5000円/月）についてどのように感じていますか
11	3年度見直し	一時利用（スポット利用）の利用料（800円/回）についてどのように感じていますか
12	3年度見直し	延長（ゆうやけ区分からほしぞら区分への延長）の利用料（400円/回）についてどのように感じていますか
13	3年度見直し	わくわく〔区分1〕の方に伺います。コロナ感染拡大防止のため、現在、わくわく（区分1）は限定利用としていますが、終息した場合において、どの程度キッズクラブを利用したいと考えていますか。
14	3年度見直し	新型コロナウイルス感染防止対策として、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか
15	3年度見直し	夏の暑さ対策として、熱中症警戒アラートが発令された場合、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか
16	遊びの場の充実	上記で「ほとんど利用しない」と回答した方にお聞きします。その理由を教えてください

17	高学年の居場所の確保	高学年（4年生以上）のお子さんの利用にあたって、保護者としてキッズクラブに求めるものは何ですか。（お子さまが3年生以下の場合は、4年生以上になったと想定してお答えください。）
18	全体	お子さんのためにキッズクラブに期待することは何ですか
19	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	現在、土曜日の開所時間を8時30分としています。土曜日において希望する利用時間は何時からですか。現状のままで良ければ「8時30分」と入力してください
20	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	現在、学校休業日の開所時間を8時30分としています。長期休業期間及び学校休業日において希望する利用時間は何時からですか。現状のままで良ければ「8時30分」と入力してください
21	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	夏季休業期間中（7月・8月）は長時間の預かりとなることから、他都市では割増料金を設ける等の事例があります。横浜市においてもその対応について必要の有無を含め今後検討してまいります。夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金の設定について、どう思いますか
22	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	<u>現状の開所時間に変更がない場合</u> 、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金として、現在の利用料【ゆうやけ（区分2A、17時まで）月額2000円、ほしぞら（区分2B、19時まで）月額5000円】に割り増す金額としてふさわしい金額はいくらですか
23	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	<u>長期休業期間において開所時間を現在の8時30分から15分～30分程度前倒しをした場合</u> 、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金として、現在の利用料【ゆうやけ（区分2A、17時まで）月額2000円、ほしぞら（区分2B、19時まで）月額5000円】に割り増す金額としてふさわしい金額はいくらですか
24	プログラムの充実	事前申込が必要となるプログラムに参加していますか
25	プログラムの充実	お子さんはプログラムの参加に意欲的ですか。現在、プログラムが行われていなければ、コロナ禍以前のことをお聞かせください
26	プログラムの充実	お子さまのプログラムに対しての評価を教えてください
27	プログラムの充実	上記質問について楽しいと思っている理由を教えてください。
28	プログラムの充実	上記質問についてつまらないと思っている理由を教えてください
29	保護者の参画	キッズクラブでのお子さんの活動についてどの程度把握していますか

30	保護者の参画	利用しているキッズクラブに対して意見がある際、こういった対応をしていますか
31	保護者の参画	キッズクラブでは半年に1回以上保護者会を開催することとされていますが、保護者会への参加率が低いことが課題となっています。そこで、保護者会に参加していない理由を教えてください
32	保護者の参画	保護者会に参加できる日時はいつ頃ですか
33	保護者の参画	保護者会で欲しい情報はなんですか
34	保護者の参画	保護者とお子さんのふれあいの場としてキッズクラブが主催するレクリエーション等（プログラムの一部として）があれば参加したいですか
35	保護者の参画	「参加したいが、参加は難しい」「参加したくない」理由は何ですか
36	全体	保護者から見て、キッズクラブの活動内容等について満足していますか

別紙2-2 アンケート項目案（放課後キッズクラブを利用する子ども向け）

NO	項目	設問
1	-	なん年生ですか？
2	-	キッズクラブに 入ったのは、なぜですか？
3	-	ふだん キッズクラブに 何時ごろまでいますか？
4	-	キッズクラブで、いちばん たのしかったことは、なんですか？ (たとえば、おやつを作ったこと、ダンボールハウスを作ったことなど)
5	-	キッズクラブにいきたくないときはありますか。そのりゆうはなんですか？ (たとえば、いってもつまらないなど)
6	-	キッズクラブで、いままでやってないことで、やってみたいのは、なんですか？ (たとえば、ビーズ遊びや、ドッジボールなど)
7	-	キッズクラブにいる おとなの人たちを、どうおもいますか？ (3つに○)
8	-	キッズクラブに 入って、おともだちが ふえましたか？
9	-	キッズクラブは、たのしいですか？
10	-	これからも、キッズクラブに いきたいですか？

別紙2-3 アンケート項目案（放課後キッズクラブの現場向け）

NO	項目	設問
1	-	記入者
2	-	クラブ名
3	-	法人名
4	-	クラブを運営する法人は、公募法人ですか、地域立ち上げ法人ですか
5	-	クラブが所在する区はどこですか
6	3年度見直し	3年度の見直しについて、良かったと思う点は何ですか
7	3年度見直し	3年度の見直しについて、改善して欲しい点は何ですか
8	3年度見直し	上記課題を解消するために、どのような取組等が必要だと考えますか
9	3年度見直し	令和3年度の制度の見直しにより、減免制度の対象範囲を拡充しました。令和3年9月の減免対象となる児童数（2A、2Bそれぞれ）を教えてください
10	3年度見直し	令和3年度の制度の見直しにより、「遊びの場」の時間を縮小した一方で、プログラムの特例を設定しました。このことについて、どう思いますか
11	3年度見直し	設問10について「よい」「概ね良い」と思われた理由を教えてください
12	3年度見直し	設問10について「どちらかという悪い」「悪い」と思われた理由と改善方法を教えてください
13	おやつ提供	普段の平日のおやつ提供時間は何時ですか？ ※複数回に分けている場合は、最も提供数が多い時間帯を記載してください
14	おやつ提供	利用者から徴収している1回あたりのおやつ代はいくらですか
15	おやつ提供	おやつ提供方法を教えてください
16	おやつ提供	手作りおやつを実施していますか ※手作りとは、調理（食品の加工・加熱等）のことを指します
17	おやつ提供	おやつ提供の課題を教えてください
18	おやつ提供	ゆうやけ区分【2A】のおやつ提供の仕方として、相応しい方法を教えてください
19	おやつ提供	上記で「提供しない」を選択された方にお伺いします。おやつが不要と考える理由を教えてください
20	高学年の居場所の確保	キッズクラブとして高学年の居場所として何をしていきたいと考えますか

21	施設・設備の充実	キッズルームの部屋がそれぞれ離れた場所にあるクラブにお聞きします。一番不便に感じることは何ですか
22	施設・設備の充実	上記の場合、クラブで工夫していることはありますか
23	施設・設備の充実	専用ルーム、兼用ルーム以外で利用している活動スペースはどこですか
24	施設・設備の充実	使用しづらい兼用ルームはありますか
25	施設・設備の充実	上記で使用しづらい兼用ルームがある場合、その理由を教えてください
26	施設・設備の充実	入退室システムの導入状況について教えてください
27	施設・設備の充実	上記で「既に導入済み」の場合、どこの入退室システムをご利用ですか
28	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	夏季休業期間中（7月・8月）は長時間の預かりとなることから、他都市では割増料金を設ける等の事例があります。横浜市においてもその対応について必要の有無を含め今後検討してまいります。夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金について、どう思いますか
29	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	<u>現状の開所時間に変更がない場合</u> 、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金として、現在の利用料【ゆうやけ（区分2A、17時まで）月額2000円、ほしぞら（区分2B、19時まで）月額5000円】に割り増す金額としてふさわしい金額はいくらですか
30	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	<u>長期休業期間において開所時間を現在の8時30分から15分～30分程度前倒しをした場合</u> 、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金として、現在の利用料【ゆうやけ（区分2A、17時まで）月額2000円、ほしぞら（区分2B、19時まで）月額5000円】に割り増す金額としてふさわしい金額はいくらですか
31	プログラムの充実	現在（令和3年4月～9月）の1か月あたりの実施プログラム数は何回程度ですか。
32	プログラムの充実	上記プログラムはどのようなものを行っていますか
33	プログラムの充実	令和3年4月～9月において、地域の方々と連携したプログラムは実施していますか
34	プログラムの充実	プログラムに関する課題や悩みはありますか
35	プログラムの充実	プログラムに取り組むにあたって必要な支援はありますか
36	プログラムの充実	高学年（4年生以上）の児童が多く参加すると思われる活動内容はありますか
37	保護者の参画	保護者からの意見を聞く機会はどこが多いですか

38	保護者の参画	直近において対面形式で実施した保護者会の保護者の参加率はどのくらいですか（参加人数/登録数）
39	保護者の参画	保護者会は必要だと思いますか
40	保護者の参画	保護者会の代わりになるものがありますか
41	保護者の参画	保護者への情報発信はどのような方法で行っていますか
42	3年度見直し	新型コロナウイルス感染防止対策として、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか
43	3年度見直し	夏の暑さ対策として、熱中症警戒アラートが発令された場合、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか
44	事務の効率化	キッズクラブの運営において、どのような予算が充実するとよいと思いますか
45	人材育成	講義形式の研修をオンライン形式にした場合の課題は何ですか
46	人材育成	近所のキッズクラブ職員及び児童クラブ職員との交流がありますか
47	その他	クラブの自主的な活動として、キッズクラブの連絡協議会が各区で開催されていますが、連絡会の存在についてどのように考えていますか。
48	人材育成	他のキッズクラブや児童クラブを訪問するなどの交流をしたいと思いますか
49	人材育成	人材育成研修について、運営主体から周知がありますか
50	人材育成	人材育成研修について、職員に対し受講勧奨していますか
51	人材育成	市が行う人材育成研修としてどのような内容を希望しますか
52	人材確保	職員が離職しないために、工夫していることはありますか
53	基本的な考え方の改訂	放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の見直しの方向性について、意見等がありますか

別紙2-4 アンケート項目案（放課後キッズクラブの法人向け）

NO	項目	設問
1	-	記入者
2	-	法人名
3	-	公募法人ですか、地域立ち上げ法人ですか
4	-	運営するクラブの所在区を教えてください
5	3年度見直し	3年度の見直しについて、良かったと思う点は何ですか
6	3年度見直し	3年度の見直しについて、改善して欲しい点は何ですか
7	3年度見直し	上記課題を解消するために、どのような取組等が必要だと考えますか。記載例を参考にお答えください。 (記載例) 【活動スペース】・・・ 【利用変更】・・・ 【高学年】・・・ 【おやつ】・・・ 【無料】・・・ 【その他】・・・
8	3年度見直し	令和3年度の制度の見直しにより、「遊びの場」の時間を縮小した一方で、プログラムの特例を設定しました。このことについて、どう思いますか
9	3年度見直し	上記で「よい」「概ね良い」とした理由を教えてください
10	3年度見直し	上記で「どちらかという悪い」「悪い」とした理由と改善方法を教えてください
11	3年度見直し	新型コロナウイルス感染防止対策として、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか
12	3年度見直し	夏の暑さ対策として、熱中症警戒アラートが発令された場合、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか
13	おやつ提供	ゆうやけ区分【2A】のおやつ提供の仕方として、相応しい方法を教えてください
14	おやつ提供	おやつが不要と考える場合の理由を教えてください
15	高学年の居場所の確保	キッズクラブとして高学年の居場所として何をしていきたいと考えますか
16	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	長期休業期間中の開所時間について、現行の8時30分から前倒して欲しいと要望を受けたことはありますか

17	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	夏季休業期間中（7月・8月）は長時間の預かりとなることから、他都市では割増料金を設ける等の事例があります。横浜市においてもその対応について必要の有無を含め今後検討していきますが、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金について、どう思いますか
18	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	現状の開所時間に変更がない場合、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金として、現在の利用料【ゆうやけ（区分2A、17時まで）月額2000円、ほしぞら（区分2B、19時まで）月額5000円】に割り増す金額としてふさわしい金額はいくらですか
19	長期休業期間の朝の開所時間の前倒し	長期休業期間において開所時間を現在の8時30分から15分～30分程度前倒しをした場合、夏季休業期間中（7月・8月）の割増料金として、現在の利用料【ゆうやけ（区分2A、17時まで）月額2000円、ほしぞら（区分2B、19時まで）月額5000円】に割り増す金額としてふさわしい金額はいくらですか
20	プログラムの充実	プログラムに関する課題や悩みはありますか
21	プログラムの充実	プログラムに取り組むにあたって必要な支援は何ですか
22	プログラムの充実	キッズクラブとして、高学年（4年生以上）の児童に必要と思われる活動内容は何か
23	保護者の参画	保護者からの意見を聞く機会はどこが多いですか
24	保護者の参画	保護者会は必要だと思いますか
25	保護者の参画	保護者会の代わりになるものがありますか
26	保護者の参画	保護者への情報発信はどのような方法で行っていますか
27	事務の効率化	現行の補助金制度でキッズクラブを運営する中で、法人として課題と感じていることを教えてください。
28	人材育成	他のキッズクラブや児童クラブを訪問するなどの交流をしたいと思いますか
29	人材育成	運営主体で職員に対して研修を行っていますか
30	人材育成	運営主体で職員研修を行っている場合に、どのような研修を行っていますか
31	人材育成	運営主体で職員研修を行っている場合、1年間に何回程度行いますか
32	人材育成	今年度、市において運営主体を対象としたコンプライアンス研修を実施（10月配信予定）しますが、今後運営主体として受講したい研修はありますか
33	人材確保	令和2年4月1日から令和3年8月31日時点までに求人・採用・退職した常勤職員・非常勤職員の人数を教えてください

34	人材確保	令和2年4月1日から令和3年8月31日時点までの常勤職員の求人方法を教えてください
35	人材確保	令和2年4月1日から令和3年8月31日時点までの非常勤職員の求人方法を教えてください
36	人材確保	令和2年度から令和3年8月31日時点までに採用できた常勤職員の求人方法を教えてください
37	人材確保	令和2年度から令和3年8月31日時点までに採用できた非常勤職員の求人方法を教えてください
38	人材確保	求人の際に、工夫していることはありますか
39	人材確保	求人の際に、困っていることはありますか
40	人材確保	令和2年度から令和3年度までの期間で、長期休業期間中のために、非常勤職員の求人募集をしていますか
41	人材確保	求人募集をしている（いた）場合、雇用した職員の属性を教えてください
42	人材確保	職員の勤続年数を教えてください （現在の所属クラブの勤務年数） ※キッズクラブ職員は、はまっ子ふれあいスクールから転換後も、同じ小学校のクラブで勤務していた場合は、通算して計上してください
43	人材確保	令和2年度および令和3年度に退職した職員の退職理由を教えてください
44	人材確保	職員が離職しないために、工夫していることはありますか
45	人材確保	市のチラシやホームページについて、改善してほしい点やご意見があれば記載してください（ただし、本市が、放課後児童健全育成事業所の職員を直接募集・雇用はできません）
46	事務の効率化	横浜市の補助金事務について、困ることは何ですか
47	事務の効率化	クラブを運営していくうえで、資金面で困ることは何ですか
48	基本的な考え方の改訂	放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の見直しの方向性について、意見等がありますか
49	地域立上げ型 NPO法人・運営 委員会方式クラブ への運営支援	事業を実施するにあたって、特に課題や負担となっていることは何ですか

50	地域立上げ型 NPO 法人・運営 委員会方式クラブ への運営支援	経理・労務等の事務負担軽減にあたって、どのような支援があると 良いですか
----	---	---

別紙2-5 アンケート項目案（放課後児童クラブ向け）

NO	項目	設問
1	-	記入者
2	-	クラブ名
3	人材育成	講義形式の研修をオンライン形式にした場合の課題は何ですか
4	人材育成	近所のキッズクラブ職員及び児童クラブ職員との交流がありますか
5	人材育成	他のキッズクラブや児童クラブを訪問するなどの交流をしたいと思いますか
6	人材育成	人材育成研修について、運営主体から周知がありますか
7	人材育成	人材育成研修について、職員に対し受講勧奨していますか
8	人材育成	運営主体で職員に対して研修を行っていますか
9	人材育成	運営主体で職員研修を行っている場合に、どのような研修を行っていますか
10	人材育成	運営主体で職員研修を行っている場合、1年間に何回程度行いますか
11	人材育成	今年度、市において運営主体を対象としたコンプライアンス研修を実施（10月配信予定）しますが、今後現場職員として受講したい研修はありますか
12	人材育成	市が行う人材育成研修としてどのような内容を希望しますか
13	人材確保	令和2年4月1日から令和3年8月31日時点までに求人・採用・退職した常勤職員・非常勤職員の人数を教えてください
14	人材確保	令和2年4月1日から令和3年8月31日時点までの常勤職員の求人方法を教えてください
15	人材確保	令和2年4月1日から令和3年8月31日時点までの非常勤職員の求人方法を教えてください
16	人材確保	令和2年度から令和3年8月31日時点までに採用できた常勤職員の求人方法を教えてください
17	人材確保	令和2年度から令和3年8月31日時点までに採用できた非常勤職員の求人方法を教えてください
18	人材確保	求人の際に、工夫していることはありますか
19	人材確保	求人の際に、困っていることはありますか
20	人材確保	令和2年度から令和3年度までの期間で、長期休業期間中のために、非常勤職員の求人募集をしていますか
21	人材確保	（上記で「している（した）」を選択した場合、）雇用した職員の属性を教えてください

22	人材確保	職員の勤続年数を教えてください (現在の所属クラブの勤務年数) ※キッズクラブ職員は、はまっ子ふれあいスクールから転換後も、 同じ小学校のクラブで勤務していた場合は、通算して計上してください
23	人材確保	令和2年度および令和3年度に退職した職員の退職理由を教えてください。
24	人材確保	職員が離職しないために、工夫していることはありますか
25	人材確保	市のチラシやホームページについて、改善してほしい点やご意見があれば記載してください。(ただし、本市が、放課後児童健全育成事業所の職員を直接募集・雇用はできません)
26	事務の効率化	横浜市の補助金事務について、困ることは何ですか
27	事務の効率化	クラブを運営していくうえで、資金面で困ることは何ですか
28	3年度見直し	令和3年度の制度の見直しにより、減免制度の対象範囲を拡充しました。令和3年9月の減免対象となる児童数を教えてください。
29	基本的な考え方の改訂	放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方の見直しの方向性について、意見等がありますか
30	地域立上げ型 NPO法人・運営 委員会方式クラ ブへの運営支援	事業を実施するにあたって、特に課題や負担となっていることは何ですか
31	地域立上げ型 NPO法人・運営 委員会方式クラ ブへの運営支援	経理・労務等の事務負担軽減にあたって、どのような支援があると良いですか

第 1 回横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会での意見等

1 2 事業の検討（令和 3 年 9 月 9 日（木）開催）

◆人材育成について《資料 6 - 1 スライド 8・9》

- ・法人として初任者向けに基礎研修を行っている。採用後 3 か月以内を目安に行っている。その後、独自のガイドライン（マニュアル）を作成し、その理解を深める場を設けている。施設長は 2 か月に 1 回エリア研修を行っている。今は初任者研修後のフォローアップ研修を取り組もうと考えている。横浜市主催で初任者向け研修を行ってほしい。
- ・コロナ禍の影響もあり、スタッフ自身が得たい知識が変わってきている。市アンケートでもスタッフが希望する研修内容を聞いた方がよい。
- ・スキルの差を埋めるのは難しい。そもそも土台がしっかりしていない。個人の資格や経験年数などで必要な研修も変わる。横浜市独自の資格をつくるなど、土台を整理するための仕組みをつくる必要がある。また、キャリアアップ専用講座については受講した証明などを発行すれば、その一歩先に進めるきっかけになっていいのではないかと。
- ・配慮が必要な児童は、クラブから学校の教職員と連携をとるなど、学校生活支援員として働いている地域の方もいるので、学校と上手に連携すると良い。
- ・区の中で主任のグループがあり。各クラブへスタッフを連れていき、折り紙や流行っている漫画などの情報を共有し、現場での交流会を行っている。
- ・法人研修を毎月一回取り組んでいる。新人に対しては、社会人としての基礎研修の実施を模索している。
- ・放課後パスポートのようなものを作って、最低これだけの研修は受けなくてはならないというものを見てみてはどうか。その後、キャリアアップしていく仕組みなどにも繋がると思う。

◆人材確保について《資料 6 - 1 スライド 10》

- ・採用するにあたり、給与面等今の条件では厳しい。お金に困っておらずやる気がある人しか応募してこない。就職先のひとつとして考えるには厳しい条件である。
- ・どういう勤務条件であれば採用できるのか運営法人にアンケートするべき。現在アルバイトとして働いている大学生が、卒業後の就職先として選んでもらうためには現在の条件では難しいと思う。将来的に、就労先として選ばれるようになるとよいと思う。
- ・非常勤でダブルワーク、トリプルワークをしている人は多い。ただ、扶養の壁や保険などの事務負担が発生することもある。ダブルワークしている人も働きやすい制度ができればいい。

- ・特に夏休みは毎年苦勞している。扶養の範囲内で働いている方は、扶養を超えないように夏休みも半日しか希望しないので勤務時間を増やせない。夏休みだけ大学生を採用しているが、子どもたちとの信頼関係がないままで働いてもらうのはいかなものかと考えてしまう。
- ・10年後まで見据えてどのように変えていくかも検討したほうがいいのではないかと思った。10代、20代が仕事として携われる場として考える必要があるのではないか。
- ・資金面のバックアップが必要である。保育園幼稚園の先生になりたい人はいるが、学童の先生になりたいという人はいない。大学の学部などであればいいのでは。
- ・無料のハローワークでは人が集まらないので、有料の媒体を使って募集を行ったがほとんど面接に至らない。面接しても他社に取られてしまう。最低賃金では条件が悪く就職先として選んでももらえない。
- ・週休二日制ではないことで、断られることもある。働く条件が時代に合っていない。若い人からは選んでももらえない。
- ・非常勤にダブルワーク、トリプルワークしている人はいる。ただ、ダブルワークありきでの放課後事業は考えていない。常勤で生活していけることが普通だと思う。放課後支援員資格に求められている仕事を果たすには勤務時間は6時間以上必要と考える。保育以外の準備や保育終了後の打合せも大事な仕事である。
- ・学生アルバイトは、放課後の仕事に興味があると言ってくれるにもかかわらず、就職先候補から外れてしまう。今の給与では常勤になっても、家族を養うことはできない。将来的にこの仕事が認知されることと、資金面・待遇面が充実することが大事。
- ・スタッフの給与面・待遇面は課題である。規模加算が受けられないところは、スタッフの高齢化で次を見据えた育成が必要であり、市には補助金での援助が欲しい。
- ・運営主体がどれだけ苦勞しているかがわかるデータを取ってほしい。
ほとんどが個人の力に頼っている。行政としてなにができるのが考えなくてはならない。

◆地域立ち上げ型 NPO 法人・運営委員会方式クラブへの支援について（一部事務の効率化について）

《資料6-1 スライド11・12》

- ・保護者や支援員の事務負担をなくしたいと思って NPO 法人を立ち上げた。今までは保護者が分担して事務を行っていたが、法人として給料をもらって事務作業をするようになった。業務量として月 80 時間を超えており、それだけの時間を保護者が対応していたことがよくわかった。事務作業はボ

ランティアではなく、仕事として行うべき内容である。

- ・指導員は、事務仕事に追われてしまうと、保育活動をできない。子供や地域と関わるのが第一であるべきと思う。
- ・補助金制度が複雑であり、また、毎年制度が変わるため知識が追いつけない。事務作業についても経験が大事だと考えるが、毎年担当が変わる現状がある。
- ・税理士に依頼しているが、資金がないところは税理士に依頼もできない。社労士にも依頼したい。自分たちだけで事務を行うと、やり方が間違っていないか、書類に不備がないかと不安になるが、資金がない。そういった専門家に頼める仕組みを考えていただきたい。
- ・法人化について話を聞きたいという児童クラブもあった。専属の事務職員を置く、そのための給与を払える資金を市として支援して欲しい。一方で、現状のやり方で問題がないので、法人化するメリットが無いように思う。
- ・キッズが楽しかったという理由で大人になってキッズで働いている人がいる。しかし、今は高学年がキッズで過ごす時間が減ったため、キッズでの楽しさを味わう機会が減り、そういった理由で働いてくれる人がいなくなるのではないかと。
- ・参加費を振り込みではなく、現金で集めるクラブは親が持参している。事務効率化の観点から、今後は振込になっていくといいと思った。
- ・保護者による事務が大変だというのが伝わってくる。夜中の2時や休日にメールの返信がきていることもある。作る必要のない書類があるのではないかと。様式などもより簡易なものにしていきたい。
- ・長期休業期間は特に大変になっていると思う。地域立ち上げ法人の方々は、地域に根差しているといういい面もある。その良さはずっとあったほうがいい。スタッフの結束力の強さが違うというのを感じる。外部専門家への委託も考えながら検討したい。

2 放課後キッズクラブの充実（令和3年8月30日（月）開催）

◆遊びの場の充実について《資料6-1 スライド13・14》

- ・プログラムの共有については、令和8年度から公募に変わるので、法人が自らの手の内を明かして、プログラム集の作成に協力できるのか心配である。ただ、地域との連携は進めていくべきことだと思った。職員体制の充実が本当に大きな課題だとは法人としても思っている。
- ・プログラム集について、法人内での集約は行ったが、内容の更新を都度行うことが難しく、作って終わりとなってしまった。形骸化してしまうのであれば、新たに作る必要はないと思う。地域とのつながりをつくるなどは大事かと思う。
- ・工作等の自前のプログラムと異なり、民間事業者がつくるプログラムは自分たちではできないので、実施している企業の情報が欲しいと思っている。以前、工場見学等のプログラムを実施し、とてもよかった。
- ・普段の居場所の楽しさは必要だと思う。大きい法人は、地域との連携が厳しい部分がある。クラブによって差が顕著になってしまう。他都市では、地域との連携についてのマニュアルがあり、連絡先の一覧・地域のリスト（〇〇をやりたい場合の窓口はこちらというようなもの）がある。横浜市でも、民間事業者だけでなく地域とつながるためのマニュアルがあるとよい。
- ・保護者としては、安全安心で子どもから楽しかったと言われることが嬉しいことである。プログラムよりも普段の活動が楽しいことが重要であると思う。
子どもは、スタッフ・友達などの人との関わりをよく見ている。ある児童がいるので行かないなど、人との関わりで子どもの気持ちが変わることが多いと思う。また、普段から利用している児童と夏休みだけ来る児童の壁もあると思われる。
- ・キッズクラブにある図書は全ての子どもに対応しきれない。学校には図書室もあるので、本の入れ替えをするなどの活用ができればいいと思う。また、DVD等決まったもの流れているようだが、子どもたちが決めたものなのか、成長を育むような内容なのか気になる。
- ・夏休み中は、体育館で自由にボールなどを使って遊んでいるようだが、ボールだけで、子どもたちがわくわくしながら楽しく遊べるのかと感じる。他のキッズでは水遊びを行っているところもあり、差があると感じる。普段の活動の内容から情報交換をしてもらいたいと思う。
- ・プログラムは保護者の都合で希望する場合が多い。児童は授業時間中にいろいろやってからキッズクラブへ来ているので、自由に遊びたいというのが子どもの本音だと思う。
- ・キッズクラブでは、工作の準備はしておいて、やりたい子が自由にできるような仕組みにしている。日々の活動の中でどういう風に接していくか、どう人間関係を築いていくかが重要だと思う。

・組織化されたプログラムと日常的な環境は分けて考える必要がある。まずは、体育館や図書館など、環境面を充実させることが必要。活動の自由度を上げつつ、やれることの幅が広がるといいと思う。横浜市は児童館がなく、安心安全な居場所が他都市と比べて少ないので、子どもを遊びに誘導するような関わり方は職員のスキルに依存している現状があると思う。今後は、職員と児童との関わり方の部分の研修が増えていくといい。

・プログラムについて、当キッズクラブでは、大きく2種類ある。一つ目は、キッズ全体で遊ぶプログラムとして、どんなタイプの児童でも参加できるもの・一体感が生まれるもの（かき氷会、カレーランチ会、迷路等）がある。二つ目は、暇になる児童が退屈をなくすために行う工作教室などがあり、YouTubeを見ながら実施することもある。職員だけでは提案できないような凝ったものもできる。児童の興味がある知識も深めていくことが必要だと感じた。

・遊びの場とは、自由に過ごして喧嘩等をして、社会デビューの練習をする場だと思っているため、遊びの場の充実がプログラムだとは思わない。プログラムは、保護者がやらせたくてやっていること多いことや、サイエンス等の人数を限定するものもあるため、全ての子どもたちを対象にするのであれば、プログラムの充実が、全員の遊びの場の充実にならない部分があるので根本から整理する必要がある。

◆保護者の参画等について《資料6-1 スライド14》

・保護者への声かけが少ないと思う。年2回の保護者会だけでは、相互のやりとりが少なく、保護者が状況を把握するのが難しい。また、今はコロナで部屋に入れず、活動の様子もわからない。コミュニケーションを増やすことで意見を吸い上げる必要がある。ただ、みんなに意見を募集するというやり方だと、意見がバラバラでまとまらないため、やり方は検討する必要がある。普段のふれあいを増やししながらヒントを探していけたらいいと思う。

・保護者会は参加者0名ということもある。全体的に、保護者は興味関心がないと感じる。お迎えの時は、自分の子どもの様子などをスタッフから個別に聞くことで安心している保護者もいるようだが、保護者全体に対しての取り組み方法は何も思いつかない。過去に、土曜日に親子イベントを企画したが、それでも参加者は1名だった。お迎えに来た保護者とどのくらい話ができるかが重要だとは思う。

・LINE 公式アカウントをやっている。以前は、情報を受けたスタッフ間での共有が難しかったが、導入後、スタッフの情報共有・おやつの変更・欠席の連絡受付等に活用している。導入して良かった点としては、タイムラインが使えることである。タイムラインは登録した人だけが見ることができるので、写真つきでオンタイムのお知らせすることもできる。活動時間外の留守電では情報が不十分なことがあったが、スムーズになった。

- ・運営しているキッズの学校でも、PTA がなくなったところがあり、枠にとらわれずに考えていきたい。例えば、父母会のようなものを設立したらどうか。保護者の中でも特技がある・意見がある人もいることがある。評議会とは別に、キッズクラブの活動をサポートする組織があってもいいと思う。他都市では、未就学児を対象とした子育て支援をやっているところがある。
- ・法人で保護者アンケートは行っているが、子ども視点のものをやる意義は大いにあると思う。

・PTA がなくなった学校があるように、保護者との関わり方が今後も変わっていくとは思っている。実情や学校の取り組みを参考にして、やっていく必要がある。PTA がなくなった学校でも、やり方次第でPTA の時よりも関わる人数が増えてよかったという話も学校長から聞いている。

・保護者の参画については、理念上保護者を完全なお客さんになってほしくないという思いがあったと思う。キッズクラブも公募法人・地域立上げ法人の両方がある中で多様化していると感じた。LINE 公式アカウントのように、うまくいっている事例は参考にするとおもしろいと思う。保護者のニーズを拾える組織のアイデアなど、キッズのスタイルに合うように探っていく必要があると思う。

◆高学年の居場所について《資料 6-1 スライド 14》

- ・学年が上がり、発達段階に応じた成長を遂げると、公園や友達の家、テレビゲーム等があり、キッズクラブに通う必要がなくなる。高学年でもコミュニケーション等のサポートが必要な児童は、区分 2 に登録してもらうことで、支援ができるのではないのかと思う。

◆長期休業中の開所時間の前倒しについて《資料 6-1 スライド 15》

- ・学校の先生の勤務時間が 8 時から 16 時 45 分で、学校の始業時間は以前 8 時だったが、今年度から 8 時 10 分になった。恐らく、学校の先生の勤務時間とのねじれを直すために遅くなったと思うため、根本的な問題を解消してから実施することが必要だと思う。

◆学習支援について《資料 6-1 スライド 15》

- ・学習支援も含め、格差を考えていく必要がある。区分 2 について、キッズでしか体験する場がない児童に提供できるものは何かを考えていく必要がある。

・教育格差を昨年度の臨時休校期間で感じ、今年の 4 月から児童クラブと共同で学習支援を始めた。ひたすら褒め、学習する意欲や習慣を身につけることができたらと思ってやっている。また、学習する時間だけでなくお迎え時の保護者同士の交流や職員との交流で孤独感の解消ができたらいいと思っている。仕事をしていて、相談をする場所がない保護者が多いと思う。区分 2 は生活の場なので、家庭できることはキッズクラブでしてあげたい。また、学校から児童にタブレットが配布されているので、タブレットの扱い方・操作方法の研修が必要だとは思う。支援をするためには自分たちもステップアップしないといけないと思う。

- ・区分2の登録要件には当てはまらないが、支援が必要な家庭の児童も受け入れることができるようにしてほしいと思う。

◆令和3年度の見直しについて

- ・おやつが16時台になったことは、子どもすぐに適用したし、保護者にも好評であった。現在の中止についても、不満が出るにはと懸念していたが、特段不満の声は無く、遊びが中断されることが無くていいという子どもの気持ちもあるようだ。

意見書

委員氏名 _____

意見等の有無	該当箇所	御意見・御質問 記入欄
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

提出期限：9月21日（火）

意見の有無を記載のうえ、事務局のメールアドレス

（ kd-houkago@city.yokohama.jp ）へ送付をお願いします

意見書

- ◆資料 7 への記載によらず、【意見 (有・無)】
【該当箇所】【意見 (質問)】の 3 点をメール本文へ直接記載していただいても結構です。
- ◆質問の欄は、適宜追加していただいても構いません。

委員氏名 ○○ ○○

意見等の有無	該当箇所	御意見・御質問 記入欄
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料 6-1 ○枚目	△△という記載があるが、××と考えるので検討してほしい。
	資料 6-1 ○枚目	「△△～」について、このように考えた理由はなにか。
【意見が無い場合】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		◆ご意見が無い場合でも、無しにチェックを入れたデータを必ず事務局まで返信 (もしくは、意見が無い旨をメールの本文に記載のうえ、返信) をお願いします。

提出期限：9月21日 (火)

意見の有無を記載のうえ、事務局のメールアドレス
(kd-houkago@city.yokohama.jp) へ送付をお願いします